

令04原機（科臨）019  
令和4年12月9日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設  
〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書  
記載事項の変更届

〔STACYの更新〕

令和2年12月23日付け令02原機（科臨）021をもって申請（令和3年3月3日付け令02原機（科臨）023、令和3年3月26日付け令02原機（科臨）024、令和3年6月3日付け令03原機（科臨）003、令和3年7月30日付け令03原機（科臨）007、令和3年8月30日付け令03原機（科臨）009、令和3年11月19日付け令03原機（科臨）012、令和4年1月7日付け令03原機（科臨）016、令和4年3月4日付け令03原機（科臨）019、令和4年4月21日付け令04原機（科臨）007及び令和4年10月27日付け令04原機（科臨）012をもって変更）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第3項の規定に基づき届け出ます。

## 記

### 1. 変更内容

(1) 申請書記載事項第5号「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」

(変更前)

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号\*）

期日 自 令和3年1月21日

至 令和5年1月31日（※1）

※1：STACY（定常臨界実験装置）施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえ、工程が確定次第変更する。

（記載省略）

機能及び性能の確認に係る検査（第2号\*）

期日 自 令和3年5月下旬

至 令和5年1月31日（※1）

※1：STACY（定常臨界実験装置）施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえ、工程が確定次第変更する。

（記載省略）

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認に係る検査（第3号\*）

期日 自 令和3年5月下旬

至 令和5年1月31日（※1）

※1：STACY（定常臨界実験装置）施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえ、工程が確定次第変更する。

（記載省略）

(変更後)

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号\*）

期日 自 令和 3 年 1 月 21 日

至 令和 6 年 3 月 29 日

(記載省略)

機能及び性能の確認に係る検査（第2号\*）

期日 自 令和 3 年 5 月 下旬

至 令和 6 年 3 月 29 日

(記載省略)

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認  
に係る検査（第3号\*）

期日 自 令和 3 年 5 月 下旬

至 令和 6 年 3 月 29 日

(記載省略)

(2) 申請書記載事項第6号「申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期」

(変更前)

令和 5 年 1 月 31 日 (※1)

※1：STACY（定常臨界実験装置）施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえ、工程が確定次第変更する。

(変更後)

令和 6 年 5 月 1 日

- (3) 申請書記載事項第 10 号「原子炉本体を試験のために使用する時又は試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」

(変更前)

(イ) 原子炉本体の試験使用

使用の期間

自 令和 5 年 1 月 4 日 (※1)

至 STACY 更新に係る全ての構築物、系統及び機器について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 28 条第 3 項に定められた使用前確認の終了の日

※1: STACY (定常臨界実験装置) 施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえ、工程が確定次第変更する。

(記載省略)

(変更後)

(イ) 原子炉本体の試験使用

使用の期間

自 令和 6 年 1 月 4 日

至 STACY 更新に係る全ての構築物、系統及び機器について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 28 条第 3 項に定められた使用前確認の終了の日

(記載省略)

- (4) 申請書添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」

別添-1 に示すとおり添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」の記載の一部を変更する。

## 2. 変更理由

- (1) 前項「1. 変更内容」のうち(1)～(4)について、STACY(定常臨界実験装置)施設の機器製作に係る工程が確定したため。

以上

別添－ 1

添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」の  
変更について

添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」のうち、STACYの更新（第3回申請）（令和2年11月18日 原規規発第 2011187 号で設計及び工事の計画の認可）、STACYの更新（第4回申請）（令和3年7月29日 原規規発第 2107291 号で設計及び工事の計画の認可）に係る工事の工程について、次のとおり変更する。

【変更前】

(1) STACY更新に係る全体の工事工程

	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACY更新に係る全体工事 (平成30年4月～)																																	

(2) STACYの更新(第3回申請)(認可番号:原規規発第2011187号)

1) 主要な耐圧部の溶接部に該当しない検査

(1/4)

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考						
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
STACYの更新(第3回申請)の工事																																					
原子炉本体	炉心のうち 基本炉心(1)	第1号	該当なし																																		
		第2号	炉心構成確認検査																																		
			性能検査																																		
	燃料体のうち ウラン棒状燃料(既設)	第1号	該当なし																																		
		第2号	該当なし																																		
			適合性確認検査																																		
	原子炉容器のうち 炉心タンク	第1号	材料検査																																		
			寸法検査																																		
			外観検査																																		
			耐圧・漏えい検査																																		
		据付検査																																			
		第3号	適合性確認検査																																		
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板フレーム	第1号	材料検査																																			
		寸法検査																																			
		外観検査																																			
		据付検査																																			
	第2号	該当なし																																			
		適合性確認検査																																			
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板	第1号	材料検査																																			
		寸法検査																																			
		外観検査																																			
		据付検査																																			
	第2号	該当なし																																			
		適合性確認検査																																			
原子炉容器のうち 実験装置架台、 移動支持架台	第1号	材料検査																																			
		据付検査																																			
	第2号	該当なし																																			
第3号	適合性確認検査																																				

注記1:品質マネジメントシステム検査(第3号)は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

※:令和5年1月の検査時期は、STACY施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえて決定する。なお、令和5年1月の検査時期を決定後、速やかに本申請書を変更する。









【変更前】

(3) STACYの更新 (第4回申請) (認可番号: 原規発第 2107291号)

検査対象	検査項目	令和3年						令和4年						令和5年			備考								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月	2月	3月		
STACYの更新 (第4回申請) の工事		—																							
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備のうち 棒状燃料貯蔵設備のうち 棒状燃料収納容器	第1号	材料検査			←→																			
			寸法検査			←→																			
		外観検査						←→																	
		据付検査																					※		
		未臨界性確認検査			←→																				
		第2号	該当なし																						
	第3号	適合性確認検査																				※			
	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備のうち ウラン酸化物燃料貯蔵設備のうち ウラン酸化物燃料収納架台	第1号	材料検査			←→																		
				寸法検査			←→																		
			外観検査						←→																
			据付検査									←→													
			未臨界性確認検査			←→																			
		第2号	該当なし																						
	第3号	適合性確認検査									←→														
	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備のうち 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備のうち コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台、 ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	第1号	材料検査			←→																		
寸法検査						←→																			
外観検査								←→																	
据付検査											←→														
未臨界性確認検査					←→																				
第2号		該当なし																							
第3号	適合性確認検査									←→															
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備のうち 槽ベント設備Bのうち 燃調グローブボックス、貯蔵グローブボックス	第1号	該当なし																						
		第2号	該当なし																						
		第3号	適合性確認検査												←→										
	液体廃棄物の廃棄設備のうち β・γ廃液系設備のうち 中レベル廃液系、低レベル廃液系、 極低レベル廃液系、有機廃液系	第1号	外観検査										←→												
			寸法検査											←→											
		第2号	作動検査											←→											
第3号	適合性確認検査												←→												
その他試験研究用等 原子炉の附属施設	非常用電源設備のうち 無停電電源装置を設置する電気室の換気設備	第1号	該当なし																						
		第2号	系統構成確認検査											←→											
			作動検査												←→										
	第3号	適合性確認検査												←→											
	その他の主要な事項のうち その他のうち プロセス冷却設備	第1号	該当なし																						
		第2号	該当なし																						
		第3号	適合性確認検査												←→										
	その他の主要な事項のうち その他のうち 避雷設備	第1号	配置検査												←→										
			外観検査												←→										
第2号		性能検査												←→											
		第3号	適合性確認検査												←→										

注記1: 品質マネジメントシステム検査 (第3号) は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。  
 ※: 令和5年1月の検査時期は、STACY施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえて決定する。なお、令和5年1月の検査時期を決定後、速やかに本申請書を変更する。











